

發送
第

號

大正 年 月 日 判決

大正 年 月 日 日 振

日 振

日 振

日 振

日 振

日 振

日 振

日 振

日 振

日 振

日 振

日 振

日 振

日 振

日 振

日 振

日 振

日 振

日 振

日 振

日 振

大正六年一月十一日

廢務係



養

銘件
ルイ及びラニク預金引出に關スル

件

議案野紙

案

小樽高等商業學校

七二

去年十二月六日付新紙六〇號より
予本校備考教師福田人ルイ及びラニク
より左様預金引出に係り同人堂
預金引出に對する事案決行に
關し申出に趣き承在り別紙就
書を通稱預金引出に關し
決算書現生金七百二十三圓二十二錢
其及九拾圓より引出に關し
六百四十圓、預金引出に關し

為支拂不能トナリタムニ其ノ支向人生
命保險金本年分、拂込ト耳ハ夏期ニ於テ
出產ヲナシ付異郷ニ於ケル醫師並ニ娼
婦ニ對スル報酬手取等ニシテ準備ヲナ
サントスル事、有之事、實相違ナク之ニ
可成リ而斗お成る様ニ此般及テ
回參リ也 直テ本人書面ニ通付可

年月日

校長

小樽高等商業學校

文部大臣官房

秘書課長宛

文 部 省

文部省雜紙六〇號

英校備教師獨國人ノルイスフランクヨリ別紙ノ通申
出有之在云云右ノ事實預金引出ノ必要アリ本省
ニ於テ該証明ノ必要有之在ハ、今旨奉細考官ヨリ
御申出相成度以段及照會仕也

大正五年十二月二十八日

文部大臣官名 秘書課長

文部大臣秘書官 西米屋



小樽高等商業學校長 渡辺 龍聖 殿



上海商務總會通告

上海商務總會通告

上海商務總會通告

上海商務總會通告

上海商務總會通告

上海商務總會通告

上海商務總會通告

上海商務總會通告

小樽高等商業學校

啓 白

逕付付美三葉ノ証券ニ有リテ現存獨要銀行ニ預金ニシテ金額ニ金六百拾

萬乃至四百拾萬ノ間ニシテ存美乃テ逕付付夫一九一六年六月三日附ノ決算表

別紙通和事ノ金九拾萬也引申申取也

右ノ金額ハ先一九一七年分先金保障料トシテ使用仕存存度、右ノ既ニ他ノノ在員ヲ以テモ

其事申渡向隔十有年者ノ勅令公布(日本ニ於テ敵元臣民ト交通ニ禁ス)ノ結果、右横

上海間ノ不附心箇可ニ抑留禁シ在リ從リテ平和恢復ノ後ニ此カシハ金額ノ力先入手ノ

見込無クシテ有之矣

其他、本會夏期ニ際シテリ家族増加ノ致、教百圓ノ出資ヲ要スル見込有之也

トクトヒ、フランク

尚別紙ニ乘、何事申上及附券折也

文 報 社

註 生命保險会社ハ獨カスワカト申シテインデペンダント也
 家族増加ノ為ニ要スル其費トハ産科醫師ニ對シテ報酬及如母手書也

供問

集

文部省

文部省 神祕七號

貴校備有の神祕國人ルイス・ワラントの在
 横濱に在る銀行の同人預金引出方は、同國各
 方の多量に於て別紙に記述し、通譯申す所
 照知事、了知し、有る旨を、横濱中譯
 知事、申す所也

大正五年二月三日

文部省 文部省 文部省 文部省 文部省
 文部省 文部省 文部省 文部省 文部省

小樽市立商業学校校長 陸軍部 陸軍部



写

秘收第九三號

大正六年一月二十七日

神奈川縣知事 有吉 忠一

大和産業及房産管理手続法施行議政

本月十六日付特秘二號より、学小務局長より、
 學校備員教師のイヌ、ワラシク、
 行横濱支店に於ける預金拂戻一年の滞
 越、次着のイヌ、
 令行營業停止命令
 米の一部、除外例下と普通預金者、
 預金の当該預金を、生計、必要款之
 カラサレ、
 限、
 許す、
 其、
 通

文 部 省

除多本形多、
 同人之相為傳、
 其、
 生、
 不、
 方、